

令和6年度第1回 文京区障害者差別解消支援地域協議会 要点記録

日時 令和6年10月31日（木）午前10時02分から午前11時48分まで

場所 障害者会館A・B（文京シビックセンター3階）

<会議次第>

1 開会

2 議題

(1) ユニバーサルコミュニケーション機器の導入について 【資料第1号】

(2) 文京区障害者差別解消支援地域協議会の委員構成について 【資料第2号】

(3) 障害者差別に係る庁内アンケート結果等について 【資料第3号】

<障害者差別解消支援地域協議会委員（名簿順）>

出席者

高山 直樹 会長、志村 健一 副会長、諸留 和夫 委員、大橋 久 委員、
大川 秀樹 委員、藤枝 洋介 委員、美濃口 和之 委員、二瓶 紀子 委員、
井家 良尚 委員、住友 孝子 委員、横枕 年子 委員、竹内 珠妃 委員、
寺澤 弘一郎 委員、渡辺 泰男 委員、古市 理代委員（オンライン）、
高橋 征博 区民部長、矢内保健衛生部長、鈴木福祉部長

欠席者

佐久間 稔 委員、内海 裕美 委員、賀藤 一示 委員、市川 敦 委員、
吉田教育推進部長

<幹事>

出席者

永尾障害福祉課長、金谷保健対策担当課長、内宮経済課長、
大塚保健サービスセンター所長、木口教育センター所長

1 開会

会長挨拶： 障害によっては、自分で差別を表明することが難しい方々も多くいるため、文京区の中にある差別をこの協議会で吸い上げていくことから始めていかなければならない。差別の問題は、単に「差別はいけない」という話ではなく障害者が差別を表明して、それを建設的な対話をしながら解消していくプロセスの中で、だれもが住みやすい地域ができていくという点にポイントがある。多くの差別を見つけ出すことによって、文京区がよりユニバーサルな地域になっていく、その見つけ出した差別についての対応を委員の方々と検討していきたい。

副会長挨拶： 差別を包み隠すことなく、差別に対してどのような合理的な調整ができるか、そこを検討するために委員の方々のお力が必要となる。誰にとっても住みやすいユニバーサルな区につながっていくような話し合いができればと思う。

2 議題

(1) ユニバーサルコミュニケーション機器の導入について

- ・事務局から資料第1号について説明。
- ・事業者よりユニバーサルコミュニケーション機器についての説明およびデモンストラーション。

【質問】文字の大きさや色は変更可能か。

(事業者回答)

文字の大きさは変更可能。色については白と透明の2色があるが、今後カラー版の提供も検討している。

【質問】視覚障害の方や聴覚障害の方また車いすの方への配慮等はあるか。

(事業者回答)

視覚障害の方には音声出力機能、聴覚障害の方向けにはキーボード入力が可能としている。また立った高さ、座った高さのどちらの人にも利用しやすいような調整を検討している。

【質問】発音が難しい方などもいるかと思うが、どのくらい正確に聞き取ってもらえるか。

(事業者回答)

一度空港にて実証実験を行ったが、周りの騒音を拾ってしまい認識がうまくで

きなかった経験があり、それを受けてマイクや音響機器全てを見直し、騒音環境下でも高精度で音声を認識できるように設計した。現在、騒音がかなりあるであろう駅の窓口でも10か所以上でご利用をいただいている。また、声が小さい場合でも調整して音を拾える機能もある。

【質問】 後ろからののぞき込み等、個人情報の保護はどのような対応ができるのか。

(事業者回答)

個人情報の保護については2パターン考えており、1つは物理的に機器を覆うようなフードがある。もう一つカラー版であれば、のぞき見防止用のフィルムを使用することができる。

【質問】 音声の認識はオンラインになるのか。また、会話の記録をプリント等できるか。

(事業者回答)

こちらのサービスはオンライン上のものになっており、ログを残すことも削除することもできる。また、ログを残す設定にすればサーバー上に保存はされるが、その内容をすぐにお渡しすることはできないので、有償にはなるが1年に1回提供する等の対応となる。会話の内容については、画面スクロールができるので、その場で確認することは可能。

【質問】 区役所への設置台数は2台ということだが、区役所にお越しになる方の多くが利用する1階や2階には設置は行わないのか。

(事務局回答)

まずは、障害のある方への対応が多い障害福祉課、外国の方からの入園等の相談が多い幼児保育課にてモデル的に設置を行い、全庁的な導入については検証の内容を踏まえて検討していきたいと考えている。

【意見】 機器を導入するにあたり、職員誰でもこの機器を利用できる環境を整え、専門の担当がいなくてもサービスが受けられる様にしてほしい。また、9階（障害福祉課）と12階（幼児保育課）に設置されたという周知も必要だと思う。今後、スポーツ施設や図書館等にも設置を広げてほしい。

(2) 文京区障害者差別解消支援地域協議会の委員構成について

事務局から資料第2号について説明。

【質問】当事者委員について検討している内訳を教えてください。また当事者本人の発言がとても大切かと思うので、当事者家族との委員構成のバランスも検討してほしい。

(事務局回答)

現状、障害種別ごとの人数までは絞れていないが、当事者ご本人となると難しい部分もあるかと思うので、ご家族の方も含めて5名以内という内訳で検討している。実際の委員構成については、本日の意見も踏まえて区として今後調整していく。

(副会長)

現在、世界的に障害のある方々がこういった会議体等で「自分たち抜きで決めないで」という気運が高まっている。今回のこの規定の改定に基づいて、文京区でもそのような流れが出来上がっていくのは望ましい動きだと考える。

(会長)

当事者委員について、家族と本人の意見が一致しているとは限らない。5名は必ず当事者の方を中心に委員になっていただく方向性で考えていきたいので、ぜひ皆様からの推薦もお願いしたい。また自立支援協議会にも当事者部会という当事者だけの部会があるので、自立支援協議会との連動という面でも、その委員から一人は必要なのではないか。

(3) 障害者差別に係る庁内アンケート結果等について

(以下、個人情報に該当しない箇所抜粋。)

事務局から資料第3号について以下の通り説明。

- ・本資料は合理的な配慮の申出とその対応」という部分と「不当な差別的取扱いの相談・苦情、その対応」について、昨年度と今年度の事例を収集したものになる。
- ・「合理的配慮の申出とその対応」について、1番多い事例としては聴覚障害の方への筆談対応で7課から事例が上がっており、次に多いのが視覚障害の方や手に障害のある方への代筆対応、その次に多いのが聴覚障害のある方への手話通訳対応という結果になっている。その他、代表的な事例としては車イスを押すことや、視覚障害者の方への補助が挙げられている。

- ・「不当な差別的取扱いの相談・苦情、その対応」については、3課から事例が挙げられた。

【質問】 他区の事例ではあるが、障害のあるお子さんが民間の水泳教室にて、障害を理由に体験を断られたとの相談を受けたことがあるが、このようなケースが発生した場合、文京区としてはどのような対応をとるか。

(事務局回答)

基本的にはご相談を区にいただいたら、内容を踏まえ民間事業者に法の趣旨を丁寧に説明し、建設的な対話をしていただくよう依頼を行っていく。その中で、調整が難しいということになれば、区として双方に助言を行い、着地点を見出すまで関わっていくことになるかと思う。ただ、そのような関わりを続けても解決に至らない場合は、東京都の広域相談員等を紹介したりもするが、当事者の方が利用されるかは、本人のご意向によると考える。

【質問】 合理的配慮について何がなかをご自身でも整理できていない場合、あるいは建設的会話の中で何を求めるべきかに難しさを感じる方が相談できる、配慮事項を整理するような窓口はあるか。

(事務局回答)

基本的に障害者差別の合理的な配慮を含む相談先としては区になる。障害の種別によって担当の部署がお話を伺うことになる。本人がまずどういったことを求めているのか、しっかり伺ったうえで、具体的な配慮事項を確認しながら、相談を受けた内容を相手に伝えていくことが、第一歩となる。また、当事者間での建設的な対話への関りについては、必要に応じて、双方に助言を行うということが考えられる。

(会長)

差別解消法においては、合理的な配慮を行う上での建設的な対話のプロセスというのが非常に重要である。そのような事例をこの協議会で議論することが増えれば、文京区としてユニバーサルの推進につながっていくのではないかと。